

「信用金庫取引約定書」改定のお知らせ

平素は高山信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、電子記録債権に関する業務の取扱開始にともない、お客さまとの融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」を平成25年2月18日に改定いたしました。

従来の「信用金庫取引約定書」でお取引いただいているお客さまで、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が提供する電子記録債権サービスの利用申込みをされる場合は、新しい「信用金庫取引約定書」への変更が必要になります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

平成25年2月

高山信用金庫